

## 沖縄県農作物種苗生産条例

### （目的）

**第1条** この条例は、品質の高い農作物の安定的な生産のためには、本県の土壌、気候、風土その他の自然的条件に適する良質な種苗の安定的な供給が不可欠であることに鑑み、良質な種苗の生産の推進に関する基本理念、県の責務等を定めることにより、良質な種苗の安定的な供給を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 種苗 農作物の生産のために栽培される植物の個体の全部又は一部であって、繁殖の用に供されるものをいう。
- (2) 特定農作物 種苗の生産を推進する事業を実施することにより、本県の農業の競争力の強化又は地域の活性化に特に資するものとして知事が認める農作物をいう。
- (3) 伝統的農作物 本県の伝統的な食文化に密接な関係がある農作物であって、本県において長年にわたって栽培されているものをいう。

### （基本理念）

**第3条** 良質な種苗の生産の推進は、種苗が品質の高い農作物の安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであるという認識の下に、県、種苗の生産者（以下「種苗生産者」という。）、農作物の生産者その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。

### （県の責務）

**第4条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良質な種苗の生産の推進に関する施策を実施する責務を有する。

(種苗生産者の努力)

**第5条** 種苗生産者は、基本理念にのっとり、良質な種苗を安定的に生産するために必要な知識及び技術の維持向上に努めるものとする。

2 種苗生産者は、県が実施する良質な種苗の生産の推進に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(農作物の生産者の努力)

**第6条** 農作物の生産者は、基本理念にのっとり、良質な種苗を用いて農作物の生産を行うよう努めるものとする。

2 農作物の生産者は、県が実施する良質な種苗の生産の推進に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

**第7条** 県は、次に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 特定農作物の本県の自然的条件に適した品種の育成に関する施策
- (2) 特定農作物の優良な品種の良質な種苗を安定的に生産する体制の整備に関する施策
- (3) 特定農作物の種苗生産者及び生産者の知識及び技術の維持向上に関する施策
- (4) 伝統的農作物の種苗の継承及び保存並びに活用に関する施策
- (5) 前各号に掲げる施策の実施により県が得た種苗の生産に関する知見の活用に関する施策

(知見等の提供)

**第8条** 知事は、農作物の品種の育成又は種苗の生産を目的とする者から、前条第1号から第4号までに掲げる施策の実施により県が得た種苗の生産に関する知見又は種苗（以下この条において「知見等」という。）の提供の依頼を受けた場合は、その農作物の品種の育成又は種苗の生産が本県の農業の振興に資すると認めるときに限り、知見等の提供の目的を達成するために必要な条件を付して、当該依頼に応じ、知見等の提供を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により本県の農業の振興に資するものであるかどうかを判断する

に当たっては、沖縄県農作物種苗審議会の意見を聴かなければならない。ただし、知見等を提供しても、本県の農業の持続的な発展を妨げるおそれがないことが明らかである場合には、この限りでない。

(財政上の措置)

**第9条** 県は、良質な種苗の生産の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(沖縄県農作物種苗審議会)

**第10条** この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県農作物種苗審議会 (以下この条において「審議会」という。) を置く。

2 審議会は、委員8人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、関係団体の役員又は職員、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。